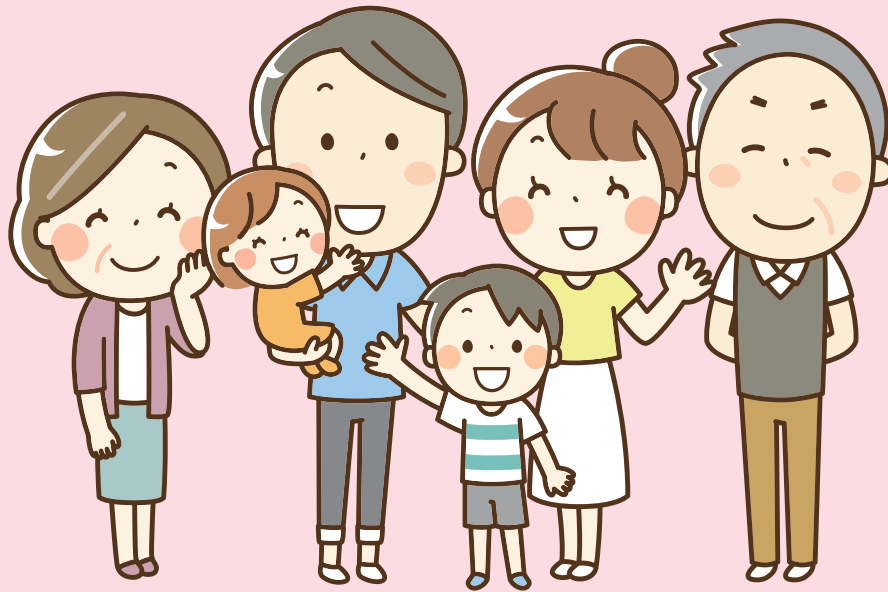


令和4年度 市税ガイド



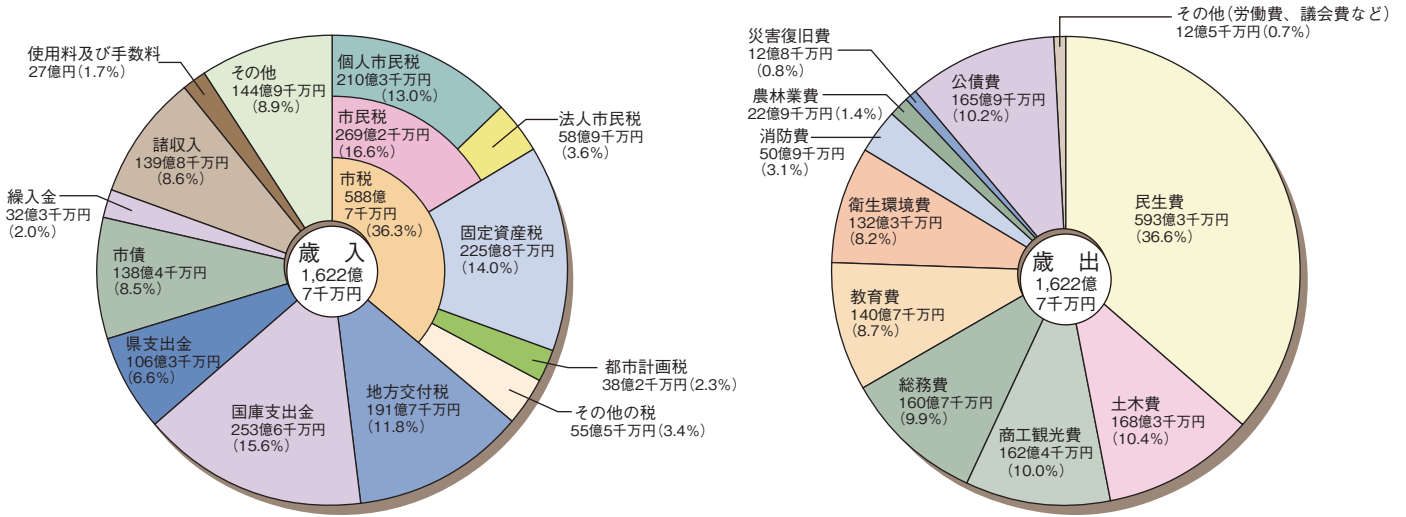
もくじ【市税の種類とその概要】

長野市の予算と市税	1	軽自動車税（種別割）	18・19
個人市民税	2～11	市たばこ税	20
・個人市民税・県民税の税率	2	入湯税	20
・個人市民税・県民税のかからない人	2	市税を納めるには	21～25
・個人市民税・県民税の計算方法	3	・納期	21
・個人市民税・県民税の申告	11	・納付場所	22
・個人市民税・県民税の納付	11	・口座振替のお勧め	23
・退職所得に対する個人市民税・県民税	11	・ペイジー（Pay-easy）での納付	24
法人市民税	12	・市税を誤って納付したとき、 納めすぎたときは	24
事業所税	13	・市税の減免	24
固定資産税	14～17	・徴収の猶予	24
・固定資産税を納める人	14	・市税を滞納すると	25
・土地に対する課税のしくみ	14・15	市税に関する不服の申立て	25
・家屋に対する課税のしくみ	15・16	市税に関する証明	26
・償却資産に対する課税のしくみ	16	市税に関する取り扱い窓口	裏表紙
・固定資産税の計算と納付	17		
都市計画税	17		

長野市の予算と市税

1 長野市の予算

市民の皆さんに最も関係の深い、令和4年度の一般会計当初予算額は、歳入歳出それぞれ1,622億7,000万円で、そのうち皆さん方に納めていただきます市税の歳入総額に占める割合は、約36.3%の588億7,000万円です。市税は、長野市独自の政策に使える自主財源となりますので、大変貴重な収入です。市税などの自主財源が増えますと、国庫補助事業などに併せて、独自の事業を数多く実施できますので、長野市に適したサービスの充実が図れます。



2 市税の使いみち

令和4年度の一般会計当初予算額を、市民一人当たり（令和4年1月1日現在の人口：371,600人）で計算すると、

市民一人当たりにご負担いただく市税は



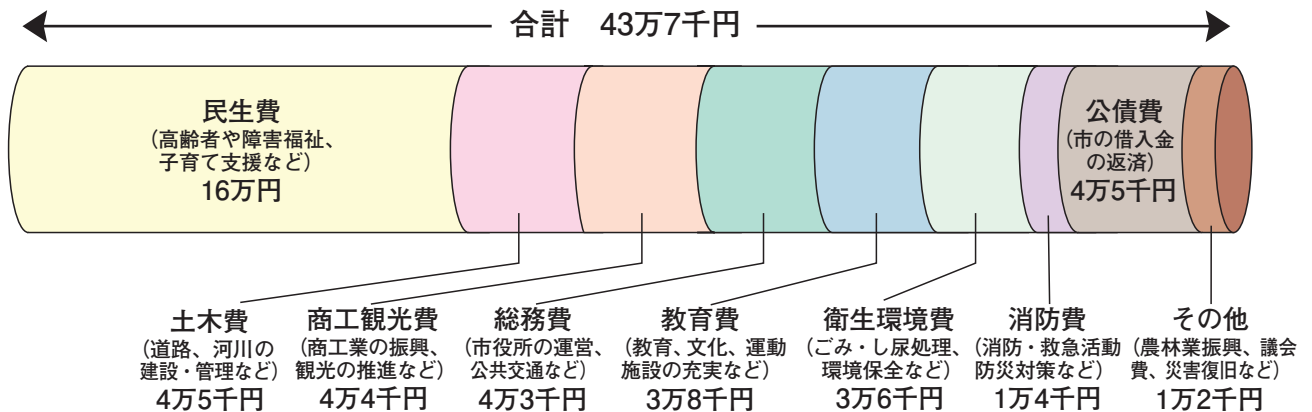
15万8千円

市民一人当たりに使われるお金は



43万7千円

その使いみちは次のとおりです。



(令和4年度当初予算の各事業の構成比により算出しています。)

(注) 構成比については、各項目において端数処理をしているため、合計と一致しない場合があります。

個人市民税

市民税課 ☎026-224-8507

個人市民税は、個人の所得に対して課税するもので、所得税（国税）との大きな違いは、前年の所得を基に賦課決定されることと、市民生活に密接な事柄の経費となるため、受益者負担の観点から均等割が設けられていることがあげられます。個人県民税は、納税者の便宜を図るため、市が個人市民税とあわせて賦課徴収し、県へ払い込んでいます。

また、個人市民税・県民税は「その年の1月1日に長野市に住所がある人（均等割+所得割）」、「その年の1月1日に長野市に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人（均等割）」に納めていただきます。

1 個人市民税・県民税の税率

(1) 均等割 【市民の皆さんや事業所等を有する人に広く均等に負担していただくもので、定額です。】

市民税 3,500円（県民税 2,000円）

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され臨時の措置として平成26年から令和5年までの10年間、個人市民税・県民税の均等割については、500円ずつ引き上げられました。

(2) 所得割 【前年の所得額に応じて負担していただくものです。】

市民税 6%（県民税 4%）

2 個人市民税・県民税のかからない人（非課税の範囲）

(1) 均等割がかからない人（前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人）

$31万5千円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 18万9千円 + 10万円$

ただし、同一生計配偶者も扶養親族もない場合、18万9千円は加算されません。

(2) 所得割がかからない人

ア 前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた金額以下の人

$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円 + 10万円$

ただし、同一生計配偶者も扶養親族もない場合、32万円は加算されません。

イ 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人

(3) 均等割も所得割もかからない人

ア 前年中に所得がなかった人

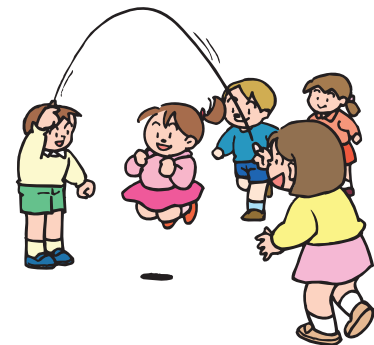
イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

均等割がかからない金額 (円)

扶養人数	合計所得金額	給与支払額の限度
0人	415,000	965,000
1人	919,000	1,469,000
2人	1,234,000	1,879,999

所得割がかからない金額 (円)

扶養人数	総所得金額等の合計額	給与支払額の限度
0人	450,000	1,000,000
1人	1,120,000	1,703,999
2人	1,470,000	2,215,999



※「合計所得金額」とは、Aの繰越控除の各規定を適用しないで計算した、3ページに掲げる各課税所得金額（ただし、分離譲渡所得については特別控除前の金額、退職所得については算入しない金額）の合計額をいいます。

※「総所得金額等」とは、Aの繰越控除の各規定を適用して計算した、3ページに掲げる各課税所得金額（ただし、分離譲渡所得については特別控除前の金額、退職所得については算入しない金額）の合計額をいいます。

A：純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除

3 個人市民税・県民税の計算方法

(1) 総合課税分の計算方法の流れ

①所得金額の求め方

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{① 所得金額}}$$

それぞれの収入金額から所得金額を求めるには、下記の「(2) 所得の種類とその概要」をご覧ください。

②課税標準額の求め方

$$\boxed{\text{①で求めた各所得金額の合計}} - \boxed{\text{所得控除}} = \boxed{\text{② 課税標準額}}$$

所得控除につきましては7ページの「(3) 所得控除の種類とその概要」をご覧ください。

※所得金額の合計で事業所得金額等がマイナスの場合は他の所得から差し引けます（損益通算）。
また、引ききれなかった場合は、確定申告により翌年度以降の所得から差し引けます（繰越控除）。

③個人市民税・県民税額（総合課税分）の求め方

$$\boxed{\text{課税標準額 (②で求めた金額)}} \times \boxed{\text{税率 (市民税 6% (県民税 4%))}} - \boxed{\text{税額控除額等}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額 (市民税 3,500円 (県民税 2,000円))}} = \boxed{\text{個人市民税 (個人県民税)}}$$

税額控除につきましては、9ページの「(4) 税額控除」をご覧ください。

(2) 所得の種類とその概要

※所得金額とは前年の1月1日から12月31日までの収入から必要経費や給与所得控除などを差し引いたものです。

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額（－所得金額調整控除）＝給与所得の金額（4ページ「表1 給与所得の速算表」及び5ページ「表3 所得金額調整控除」により算出します。）
事業所得（営業等、農業）	個人で事業をしている場合、事業から得る収入	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
配当所得	投資信託の分配金など株式や出資金の配当、証券	収入金額－株式などの元本を取得するために要した借入金の利子＝配当所得の金額
一時所得	生命保険等の満期返戻金、賞金、競馬などの払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）＝一時所得の金額（税額を計算する場合は、一時所得の金額の1/2を所得金額の合計に算入します。）
雑所得	公的年金、個人年金、原稿料、報酬など	次の①と②を合計した金額＝雑所得の金額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得金額（4ページ「表2 公的年金等所得換算表」により算出します。） ②①以外の雑所得の収入額－必要経費
総合譲渡所得	分離譲渡所得以外の資産の譲渡	収入金額－資産の取得費用－譲渡の経費－特別控除（最高50万円）＝譲渡所得の金額（長期譲渡の税額を計算する場合は、譲渡所得の金額の1/2を所得金額の合計に算入します。）
山林所得	山林（立木）を売って得た収入	収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）＝山林所得の金額
利子所得	・預貯金、公社債の利子 ・公社債投資信託 公募公社債等運用投資信託等の収益の分配	収入金額＝利子所得の金額（大部分のものは、利子の支払い時に20.315%（所得税15.315%、県民税5%）源泉徴収され分離課税となります。）
分離譲渡所得	土地、建物などの資産の譲渡	収入金額－資産の取得費用－譲渡の経費－特別控除＝譲渡所得の金額
	株式等有価証券、特定公社債等の譲渡	総収入金額－必要経費＝譲渡所得の金額
	先物取引に係る雑所得等の金額	収入金額－必要経費＝先物取引に係る雑所得等の金額
退職所得	退職金、退職手当など	11ページ「6 退職所得に対する個人市民税・県民税」をご覧ください。
非課税所得	遺族年金（恩給）、障害年金、傷病賜金、増加恩給、給与所得者の出張旅費・通勤手当（月額15万円まで）、雇用保険の失業給付金、損害保険金、損害賠償金、慰謝料など	

※平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除く）について、総合課税と申告分離課税を選択できるようになりました。確定申告で申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。

※平成28年1月1日以後に支払いを受ける特定公社債等の利子について、従前の源泉分離課税から申告分離課税に変更され、上場株式等譲渡損失及び配当所得との損益通算ができるようになりました（申告不要制度を選択することもできます。）。

※分離譲渡所得・退職所得は上記「3(1)総合課税分の計算方法の流れ」とは別に計算します。

（分離譲渡所得は10ページ・退職所得は11ページをご覧ください。）

表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	「 $A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円」で求めた金額	
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計金額から550,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てて下さい。 (算出金額:A)	
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円	6,599,999円		「 $A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円」で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円				
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円	8,499,999円	「収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円」で求めた金額	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円以上		「収入金額 $- 1,950,000$ 円」で求めた金額	

表2 公的年金等所得換算表

①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

65歳未満の人 (昭和32年1月2日以後の生まれ)			65歳以上の人 (昭和32年1月1日以前の生まれ)		
収入金額 = A		所得金額	収入金額 = A		所得金額
60万円以下		0円	110万円以下		0円
60万円超	130万円未満	$A - 60$ 万円	110万円超	330万円未満	$A - 110$ 万円
130万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 27$ 万5千円	330万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 27$ 万5千円
410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 68$ 万5千円	410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 68$ 万5千円
770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 145$ 万5千円	770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 145$ 万5千円
1,000万円以上		$A - 195$ 万5千円	1,000万円以上		$A - 195$ 万5千円

②公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

65歳未満の人 (昭和32年1月2日以後の生まれ)			65歳以上の人 (昭和32年1月1日以前の生まれ)		
収入金額 = A		所得金額	収入金額 = A		所得金額
50万円以下		0円	100万円以下		0円
50万円超	130万円未満	$A - 50$ 万円	100万円超	330万円未満	$A - 100$ 万円
130万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 17$ 万5千円	330万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 17$ 万5千円
410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 58$ 万5千円	410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 58$ 万5千円
770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 135$ 万5千円	770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 135$ 万5千円
1,000万円以上		$A - 185$ 万5千円	1,000万円以上		$A - 185$ 万5千円

③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

65歳未満の人 (昭和32年1月2日以後の生まれ)			65歳以上の人 (昭和32年1月1日以前の生まれ)		
収入金額 = A		所得金額	収入金額 = A		所得金額
40万円以下		0円	90万円以下		0円
40万円超	130万円未満	$A - 40$ 万円	90万円超	330万円未満	$A - 90$ 万円
130万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 7$ 万5千円	330万円以上	410万円未満	$A \times 75\% - 7$ 万5千円
410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 48$ 万5千円	410万円以上	770万円未満	$A \times 85\% - 48$ 万5千円
770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 125$ 万5千円	770万円以上	1,000万円未満	$A \times 95\% - 125$ 万5千円
1,000万円以上		$A - 175$ 万5千円	1,000万円以上		$A - 175$ 万5千円

表3 所得金額調整控除

○給与収入が850万円超で以下の条件に該当する場合に、給与所得の金額から控除されます。

①条件

- ・ 本人が特別障害者である
- ・ 23歳未満の扶養親族を有する
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者か、扶養親族を有する

②控除額

給与等の収入金額の合計	所得金額調整控除額
850万円超 1,000万円以下	(給与収入－850万円) × 10%
1,000万円超	15万円

○「表1 給与所得の速算表」で求めた給与所得の金額と、「表2 公的年金等所得換算表」で求めた公的年金等の雑所得の金額が両方あり、その合計が10万円を超える場合に、給与所得の金額から控除されます。

※ A：「表1 給与所得の速算表」で求めた給与所得の金額が10万円のいずれか少ない方の金額

B：「表2 公的年金等所得換算表」で求めた公的年金等の雑所得が10万円のいずれか少ない方の金額

所得金額調整控除額	A + B - 10万円
-----------	--------------

表4 配偶者控除及び配偶者特別控除（納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、その配偶者の所得金額が該当する欄の控除額）

○配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧

①所得税の控除額

控除区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			備考 ()内は合計所得金額を給与収入金額に換算した額
		900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)	
配偶者控除	老人控除対象配偶者 (S27.1.1以前生) 48万円以下	48万円	32万円	16万円	配偶者の合計所得金額を公的年金等の支払額に換算した額 1,580,000円以下
	控除対象配偶者 48万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額を給与等の収入金額に換算した額 ～1,030,000円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,001～1,500,000円
	95万円超100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,001～1,550,000円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,001～1,600,000円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,001～1,667,999円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,668,000～1,751,999円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,752,000～1,831,999円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,832,000～1,903,999円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,904,000～1,971,999円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,972,000～2,015,999円

②市民税・県民税の控除額

控除区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			備考 ()内は合計所得金額を給与収入金額に換算した額
		900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)	
配偶者控除	老人控除対象配偶者 (S27.1.1以前生) 48万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額を公的年金等の支払額に換算した額 1,580,000円以下
	控除対象配偶者 48万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額を給与等の収入金額に換算した額 ～1,030,000円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,001～1,500,000円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,001～1,600,000円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,001～1,667,999円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,668,000～1,751,999円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,752,000～1,831,999円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,832,000～1,903,999円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,904,000～1,971,999円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,972,000～2,015,999円	

(3) 所得控除の種類とその概要

①人的控除（この控除の市民税・県民税と所得税との控除額の差額が調整控除（9ページ（4）①）の算出に用いられます。）

控除の区分	要件	控除額		
		市民税・県民税	所得税	人的控除の差
基礎控除	納税義務者の合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	
	2,500万円超	適用なし		
配偶者控除	一般控除対象配偶者 5・6ページの「表4 配偶者控除及び配偶者特別控除」を参照	11～33万円	13～38万円	2～5万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上：S27.1.1以前生まれ) 5・6ページの「表4 配偶者控除及び配偶者特別控除」を参照	13～38万円	16～48万円	3～10万円
配偶者特別控除	5・6ページの「表4 配偶者控除及び配偶者特別控除」を参照	1～33万円	1～38万円	0～5万円
控除対象扶養親族	一般扶養親族(16～18歳及び23～69歳)	33万円	38万円	5万円
	特定扶養親族(19歳～22歳：H11.1.2～H15.1.1生まれ)	45万円	63万円	18万円
	老人扶養親族(70歳以上：S27.1.1以前生まれ)	38万円	48万円	10万円
	同居老親等扶養親族(老人扶養親族のうち納税者夫婦の直系尊属で納税義務者夫婦のいずれかとの同居を常況としている場合)	45万円	58万円	13万円
障害者控除	一般障害者(本人、同一生計配偶者、扶養親族に障害者手帳が交付されている場合など)	26万円	27万円	1万円
	特別障害者(本人、同一生計配偶者、扶養親族に交付されている身体障害者手帳が1級・2級に該当など)	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者(特別障害者控除の対象で、納税義務者、納税義務者の配偶者、納税義務者と生計を一にする扶養親族のいずれかとの同居を常況としている場合)	53万円	75万円	22万円
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、住民票上、婚姻と同様の関係にある人が記載されていない人のうち、①②いずれかに該当する人 ①夫と死別(離婚)した後、再婚していない人で扶養親族(扶養親族が子である場合は下の「ひとり親控除」に該当します。)がいる。 ②夫と死別(離婚は該当しません。)した後、再婚していない。	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻しておらず、住民票上、婚姻と同様の関係にある人が記載されていない人のうち、他の人の扶養親族ではない生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有している人	30万円	35万円	女性：5万円 男性：1万円
勤労学生控除	自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生又は生徒	26万円	27万円	1万円

※この表の中の、扶養親族の該当要件は、生計を一にしていること、合計所得金額が48万円以下であること、事業専従者でないことです。

※同一生計配偶者（生計を一にしており、合計所得金額が48万円以下で事業専従者でない配偶者）で合計所得金額が1,000万円以下の納税者の配偶者を控除対象配偶者といいます。

②その他の控除

控除の区分	要件及び控除額		
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族のために支払った社会保険料(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の全額		
小規模企業共済等掛金控除	本人が支払った小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金の全額		
生命保険料控除	平成24年1月1日以後に保険会社等と締結・更新をした保険契約等の控除額(新契約)		
		支払った保険料の金額	控除額
	一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,000円超 32,000円以下	支払った保険料の金額×1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払った保険料の金額×1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円(控除限度額)
	平成23年12月31日以前に保険会社等と締結した保険契約等の控除額(旧契約)		
		支払った保険料の金額	控除額
	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払った保険料の金額×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下		支払った保険料の金額×1/4+17,500円	
70,000円超		35,000円(控除限度額)	
新契約・旧契約の両方について生命保険料控除の適用を受ける場合、それぞれについて計算した控除額(一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の上限額は、それぞれ2万8千円)を合計した額(上限7万円)とする。			
地震保険料控除	地震保険料	本人や本人と生計を一にする親族が所有している居住用家屋・生活用動産を 保険や共済の目的とし、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損 壊等による損害の額をてん補するもの	
		支払った保険料の金額	控除額
		50,000円以下	支払った保険料の1/2
		50,000円超	25,000円(控除限度額)
	旧長期損害 保険料	損害保険契約等で保険期間が10年以上かつ満期返戻金があるもので平成18 年末までに締結したもの	
		支払った保険料の金額	控除額
		5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円(控除限度額)
	地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計が25,000円を超えても控除額は 25,000円を限度とする。		
医療費控除	従来の 医療費控除	本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費 控除額=(支払った医療費-保険金等の補てん額)-(総所得金額等の合計額 ×5%か10万円のいずれか小さい金額) 限度額=控除額が200万円を超える場合は200万円を限度とする。	
	セルフメディ ケーション税制	健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組 ^(※1) を行う個人が、本人や本 人と生計を一にする親族のために支払った「特定一般用医薬品等」の購入費 控除額=(特定一般用医薬品等 ^(※2) の購入費 ^(※3) -保険金等の補てん額)-12,000円 限度額=控除額が88,000円を超える場合は88,000円を限度とする。	
	従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となっているため、併用はでき ません。		
雑損控除	災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合 控除額=次の□か○のいずれか大きい金額 (損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計金額×10%=□ 災害関連支出額-5万円=○		

(※1) 一定の取組……健康維持管理のため実施する健康診断や予防接種をいいます。

(※2) 特定一般用医薬品等……医師によって処方される医薬品から、薬局、ドラッグストア等で購入できる
OTC医薬品に転用された医薬品。

(※3) 特定一般用医薬品等の購入費……一定の取組のために支払った費用は含みません。

(4) 税額控除

①調整控除（納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合には適用されません。）

個人市民税・県民税と所得税では扶養控除や障害者控除などの人的控除に差額があります。この差額に基づく負担増を個人市民税・県民税額から控除するのが調整控除です。控除額の算出方法は次のとおりです。

- 個人市民税・県民税の課税所得金額が200万円以下の場合、(A)と(B)のいずれか小さい額の市民税3%（県民税2%）を控除します。
 (A) 人的控除の差の合計額 (B) 個人市民税・県民税の課税所得金額
- 個人市民税・県民税の課税所得金額が200万円超の場合は
 {人的控除の差の合計額－(個人市民税・県民税の課税所得金額－200万円)}の市民税3%（県民税2%）、ただし、この金額が市民税1,500円（県民税1,000円）未満の場合は市民税1,500円（県民税1,000円）を控除します。

※人的控除の差額は7ページの「(3) 所得控除の種類とその概要①人的控除」の表をご覧ください。

②配当控除（申告分離課税及び申告不要制度を選択した場合には適用されません。）

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除

課税所得金額等による区分	配当の種類		私募証券投資信託等			
	利益の配当額 (株式配当等)		外貨建投資信託以外		外貨建投資信託	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
課税総所得金額等の1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
課税総所得金額等の1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③配当割及び株式等譲渡所得割控除

上場株式等に係る配当所得、株式等譲渡所得から個人市民税・県民税が特別徴収（5%）されている場合、原則申告は不要ですが、申告した場合は申告に基づき計算された個人市民税・県民税額から控除します。

④外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税から控除しきれない部分がある場合には、個人県民税、個人市民税の順序で一定の限度額を所得割額から控除します。

⑤住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）平成21年から令和4年12月末日までの間に入居した人が対象

住宅ローン控除限度額が所得税額より多くなり、控除しきれなくなる場合は、令和4年度の個人市民税・県民税額から次の①か②のいずれか小さい額を控除します。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（97,500円が上限）

※平成26年4月以降に入居し、住宅取得に係る消費税率が8%または10%の場合は、100分の7を乗じて得た額（136,500円が上限）

⑥寄附金税額控除

都道府県または市区町村、長野県共同募金会または日本赤十字社長野県支部、長野県または長野市が条例により指定している法人・団体に対する寄附金が対象となります。控除額の算出方法は次のとおりです。

- 都道府県または市区町村に対する寄附金以外の場合

ア：寄附金の合計額 イ：総所得金額等の合計額の30%

$$\text{〔ア、イのいずれか少ない方の金額} - 2,000 \text{円〕} \times 10\% \text{ (市民税} 6\% \text{ 県民税} 4\%)$$

※長野県だけが条例で指定した寄附金は県民税（4%）のみ控除になります。

- 総務大臣が指定した都道府県または市区町村に対する寄附金、災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体へ寄附したものは上記と同様に算出した額に加え、所得割額の20%を限度に特例控除として次の方法により算出した額を控除します（市民税3/5相当額 県民税2/5相当額）。

$$\text{〔都道府県または市区町村への寄附金額} - 2,000 \text{円〕} \times \{90\% - \text{所得税の限界税率}(0 \sim 45\%) \times 1.021\}$$

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度

給与所得者などで確定申告を要しない人がふるさと納税を行う場合に、確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けることができる制度で、平成27年4月1日以降に行われた寄附から適用となりました。この特例が適用された場合、所得税の控除はありませんが、所得税控除相当額が個人市民税・県民税の税額から控除されます。

ワンストップ特例の適用に必要な条件は次のとおりです。

- ①寄附先の自治体へ寄附金控除に係る「申告特例申請書」を提出していること
- ②所得税や個人市民税・県民税の申告をする必要のない給与所得者などであること
- ③年間の寄附先自治体が5団体を超えないこと

※ワンストップ特例の適用申請を行った人が、その後、所得税の確定申告または個人市民税・県民税の申告を行った場合は、この特例は適用されなくなります。この場合、確定申告または個人市民税・県民税の申告を行う際に、すべての寄附金について申告を行わないと寄附金税額控除を受けることができません。

(5) 分離譲渡所得等（3ページの所得とは分離し、それぞれ計算します。）

①土地・建物等を譲渡した場合

土地・建物等の資産を譲渡した場合は、その資産を所有していた期間により長期と短期に区分し税率が変わります。所有していた期間の判定は、譲渡した年の1月1日を基準にします。

区 分	所有期間	税 率
長期譲渡所得	5年超	市民税3% (県民税2%)
短期譲渡所得	5年以下	市民税5.4% (県民税3.6%)

$$\text{収入金額} - \text{資産の取得費} - \text{譲渡費用} = \text{譲渡所得金額}$$

$$\text{〔譲渡所得金額} - \text{特別控除〕} \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

譲渡所得の内容	特別控除限度額
収用などによる資産の譲渡	5,000万円
居住用財産の譲渡（相続等により取得した被相続人の居住用財産を含む）	3,000万円
特定土地区画整理事業等	2,000万円
特定住宅地造成事業等	1,500万円
特定の土地等の長期譲渡所得	1,000万円
農地保有合理化等のための農地等	800万円
低未利用土地等	100万円

②株式等有価証券を譲渡した場合

$$\text{株式等有価証券の譲渡による総収入額} - \text{〔取得費} + \text{委託手数料等〕} = \text{株式譲渡益}$$

$$\text{株式譲渡益} \times \text{税率} 3\% \text{ (県民税} 2\%) = \text{所得割額}$$

③先物取引に係る決済をした場合

$$\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額} \times \text{税率} 3\% \text{ (県民税} 2\%) = \text{所得割額}$$

④上場株式等の配当等に係る所得について申告分離課税を選択した場合（配当控除は受けられません。）

$$\text{〔上場株式等の配当等の収入金額} - \text{株式などの元本を取得するために要した借入金の利子〕} \times \text{税率} 3\% \text{ (県民税} 2\%) = \text{所得割額}$$

※総合課税分の所得がない場合などは、分離譲渡所得から所得控除が受けられます。

※上記のほか、所得税の確定申告に基づき特別な税率等が適用される場合があります。

4 個人市民税・県民税の申告

その年の1月1日に長野市に住所がある人は、前年中の所得について3月15日までに申告をしてください。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- 所得税（国税）の確定申告をした人
- 給与所得のみの人（ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されていない人は申告が必要です。）
- その年の1月1日に長野市に住所がある人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人（ただし、所得金額が記載された証明書が必要な人は申告が必要です。）
- 「公的年金等」の収入金額の合計額が400万円以下で、他に所得がない人（ただし年金の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける人、障害年金、遺族年金等の非課税所得のみの方は申告が必要です。）

5 個人市民税・県民税の納付

個人市民税・県民税は以下の方法により納めていただきます。

(1) 普通徴収

納付書または口座振替で直接納めていただく方法です（6・8・10・翌年1月の年間最大4回）。納税通知書は6月中旬に郵送します。

(2) 給与からの特別徴収

給与の支払者が、毎月の給与から差し引いて納めていただく方法です（6月から翌年5月の年間最大12回）。税額決定通知書は、給与の支払者を通じてお届けします。

(3) 公的年金からの特別徴収

公的年金の支払者が、各支給日に公的年金から差し引いて納めていただく方法です（4・6・8・10・12・翌年2月の年間最大6回）。対象者はその年の4月1日現在65歳以上で老齢基礎年金等の年額が18万円以上の人になります。納税通知書は6月中旬に郵送します。

6 退職所得に対する個人市民税・県民税（3ページの所得とは分離しそれぞれ計算します。）

(1) 退職所得金額の計算

①一般の人

$$\boxed{\text{退職所得金額}} = (\text{退職金等の収入金額} - \overset{*}{\text{退職所得控除額}}) \times 1/2 \text{（千円未満切捨て）}$$

（勤続年数が5年以下である場合に、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しません。）

②役員等で勤務年数が5年以下の人

$$\boxed{\text{退職所得金額}} = \text{退職金等の収入金額} - \overset{*}{\text{退職所得控除額}} \text{（千円未満切捨て）}$$

- *退職所得控除額：勤続年数20年以下⇒40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
- ：勤続年数20年超 ⇒80万円+70万円×（勤続年数-20年）
- ：障害者になったことに直接起因して退職した場合⇒①又は②の金額+100万円

(2) 個人市民税・県民税額の計算

$$\boxed{\text{退職所得金額}} \times \boxed{\text{税率6\%}} \text{（県民税4\%）} = \boxed{\text{市民税額}} \text{（県民税額）}$$

(3) 個人市民税・県民税の納付（退職の年の1月1日に住所がある市区町村に納めていただきます。）

退職金等の支払者が、支払う退職金等から差し引いて納めていただきます。

※県民税も市民税と合わせて市へ納めていただきます。

法人市民税

市民税課 ☎026-224-7056

法人市民税の税額は、利益の有無に関わらず資本金等の額及び従業者数により税額が決められる均等割額と、国税である法人税額に応じて計算される法人税割額との合計額となります。

1 法人市民税を納める人

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (2) 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人
- (3) 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（以下「人格のない社団等」という。）

2 均等割

(1) 税率

資本金等の額	従業者数	50人超	50人以下
1,000万円以下		144,000円 (※1 120,000円)	60,000円 (※1 50,000円)
1,000万円超～1億円以下		180,000円 (※2 150,000円)	156,000円 (※2 130,000円)
1億円超～10億円以下		480,000円	192,000円
10億円超～50億円以下		2,100,000円	492,000円
50億円超		3,600,000円	492,000円
公共法人、公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人、一般財団法人、 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）			60,000円 (※1 50,000円)

※1 平成21年7月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度にかかるもの

※2 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度にかかるもの

(2) 確定申告の税額

(1) の税率 × 事務所等を有していた月数 ÷ 12

3 法人税割

(1) 税率

区 分		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度	平成26年9月30日以前に開始する事業年度
○資本金等の額が1億円以下である法人	課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	7.1%	10.8%	13.4%
○人格のない社団等				
○資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）	課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人	7.7%	11.4%	14.0%
資本金等の額が1億円を超える法人		8.4%	12.1%	14.7%

(2) 確定申告の税額

課税標準となる法人税額 × (1) の税率

4 申告と納付

法人市民税の申告納付期限は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内です。納付税額は、均等割額と法人税割額の合計額です。

ただし、中間（予定）申告により納付した税額がある場合には、それを差し引きます。

事業所税 市民税課 ☎026-224-7056

事業所税は、都市環境の整備及び改善にあてるための目的税であり、都、指定都市（その周辺都市）及び人口 30 万人以上の都市において課税しています。

1 事業所税を納める人

長野市内の事業所等において、事業を行っている法人又は個人

2 資産割

課税標準	法人は事業年度末日現在 個人は12月31日現在 } における事業所用家屋の延床面積
税率と税額の 計算方法	事業所用家屋の延床面積(m ²)×税率(600円) ※ただし、床面積が合計1,000m ² 以下の場合は課税されません。

3 従業者割

課税標準	法人は事業年度中 個人は1月から12月 } に支払われた従業者給与総額
税率と税額の 計算方法	従業者給与総額(円)×税率(0.25%) ※ただし、従業者の合計数が100人以下の場合は課税されません。

4 申告と納付

事業所用家屋の延床面積（㎡）が800㎡を超える場合、又は従業者の合計数が80人を超える場合には申告が必要です。

ア 法人 事業年度終了日から 2 か月以内に申告納付

イ 個人 算定期間（1月から12月）の翌年の3月15日までに申告納付

店舗を貸している場合の事業所税は？

Q A氏所有の店舗をB社に貸している場合、事業所税は誰が納めることになるのでしょうか。

A 納税義務はB社にあります。事業所税の納税義務者は建物の所有に関係なく、実際にその事業所等で事業を行っている人が対象となりますので、この場合はB社が納税義務者です。

複数の事業所で事業を営んでいる場合の事業所税は？

Q 市内に1,000㎡の工場を所有し、市内の別の場所に500㎡の店舗を借りて事業を営んでいます。この場合店舗は賃借なので事業所の床面積は所有の1,000㎡のみと判断し、1,000㎡以下のため課税にならないと考えてよいでしょうか。

A 課税になります。事業所床面積は、市内で事業を営んでいるすべての事業所の合計床面積です。従って、借りている店舗も含めることになり、合計床面積は1,500㎡となるからです。

固定資産税

資産税課 ☎026-224-5018

固定資産税は、毎年1月1日現在に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して『固定資産』といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

1 固定資産税を納める人

固定資産税を納める人は、1月1日現在の固定資産の所有者です。

固定資産の所有者とは

土地	田、畑、宅地、山林、雑種地など	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	事業のために用いることができる構築物（借家の内装・会社やアパートの外構など）、機械、車両、器具、備品など	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 ※償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産の状況について、1月31日までに資産所在地の市町村長への申告が必要になります。

2 土地に対する課税のしくみ

(1) 固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

①地目

地目は、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、及び雑種地をいいます。原則として固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

②地積

地積（面積）は、原則として登記簿に登録されている地積によります。

③税額の算出方法

課税標準額に税率を掛けて税額を算出します。課税標準額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、算出した価格に特例・負担調整措置等を適用し、求められます。

(2) 住宅用地に対する課税標準の特例

一定の条件を満たす住宅用地については、**課税標準の特例措置**が設けられています。

①特例の対象となる住宅用地は、次のとおりです。

ア 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地
…その土地の全部（家屋の延床面積の10倍まで）

イ 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地
…その土地の面積（家屋の延床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

②特例によって軽減される率は、次のとおりです。

・住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡までの部分（小規模住宅用地）
価格の6分の1を課税標準額とします。

・住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡を超える部分（一般住宅用地）
価格の3分の1を課税標準額とします。

(3) 税負担の調整措置

土地の固定資産税については、同じ価格の土地であれば同じ税負担になるよう、負担の均衡化を進めています。具体的にはその土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については、本来の課税標準額の5%分（商業地等は令和4年度に限り2.5%分）を、前年度の課税標準額に加える方式になります。詳しくは下の計算例をご覧ください。

- ◎前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の「課税標準額」は次のとおりとなります。
- 住宅用地
「今年度の価格に住宅用地の特例率を掛けた額」(= A) と比べて
前年度の課税標準額が A より低い場合…前年度の課税標準額 + A の 5 % の額
(ただし、上記により計算した額が、A を上回る場合は A の額、A の 20 % を下回る場合は 20 % の額)
- 商業地等
「今年度の価格」(= B) と比べて
ア 前年度の課税標準額が B の 60 % 以上 70 % 以下の場合…前年度の課税標準額と同額
イ 前年度の課税標準額が B の 60 % 未満の場合…前年度の課税標準額 + B の 2.5 % の額
(ただし、上記により計算した額が、B の 60 % を上回る場合は 60 % の額、20 % を下回る場合は 20 % の額)
- ※計算例（商業地等）
今年度の評価額 (= B) が 2,000 万円の場合
- 《税負担の調整措置により税額が上昇するケース》
前年度課税標準額 1,100 万円（前年度税額 154,000 円）のケース
- ① 前年度課税標準額を、今年度の評価額 B と比較します。
 $1,100 \text{ 万円} / 2,000 \text{ 万円} = 55\%$
 - ② ①の割合が 60% 未満になるので、前年度課税標準額に B の 2.5% を加えます。
 $1,100 \text{ 万円} + (2,000 \text{ 万円} \times 2.5\%) = 1,150 \text{ 万円}$
 - ③ 今年度の固定資産税額
 $1,150 \text{ 万円} \times 1.4\% = 161,000 \text{ 円}$

3 家屋に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、再建築価格を基準に評価します。

○家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

※再建築価格…評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点で新たに建てる場合に必要になる建築費です。

※経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものです。

既存家屋の評価額は3年ごとの評価替え時に再計算しますが、その額が評価替えの前の評価額を超える場合には、評価替え前の評価額に据え置かれます。

(2) 新築住宅に対する減額措置

①新築された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅については、新築後3年又は5年の間、固定資産税の税額が減額されます。

○適用要件

ア 専用住宅や併用住宅（例えば、1階が店舗で2階が住居になっている家屋）であること。
ただし、併用住宅の場合には、住居として用いられている部分（居住部分）の床面積が家屋全体の2分の1以上であることが必要です。この場合、減額の対象となるのは、居住部分に限られます。

イ 床面積の要件

用途	要件
○一戸建 ○マンション等の区分所有家屋 (貸家用集合住宅以外)	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
貸家用集合住宅 (アパート及び寄宿舎等)	一つの居住部分ごとの床面積が40㎡以上280㎡以下であること。

(マンションなどの区分所有家屋の床面積は、「専用部分の床面積+専用面積の広さに応じた共用部分(廊下・階段室等)の床面積」で判定します。)

○適用範囲

- ア 居住部分の床面積が 120㎡以下の場合、税額は 2 分の 1 になります。
- イ 居住部分の床面積が 120㎡を超え 280㎡以下の場合、120㎡に相当する部分の税額は 2 分の 1 になりますが、120㎡を超える部分については減額されません。

○減額される期間

- ア 一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後 3 年度分
- イ 3 階建以上の中高層耐火住宅等……………新築後 5 年度分

②認定長期優良住宅に係る減額措置

新築された一定の要件を満たす住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅・適用要件は①と同じ。）について、新築した翌年度から 5 年分（中高層耐火建築物等にあつては 7 年分）、該当家屋の税額の 2 分の 1（1 戸当たり 120㎡相当分までに限る。）を減額します。

○適用条件

- 上記の法律の規定に基づき長野市（建築指導課）の認定を受けた住宅
- ※この減額措置の適用を受けるためには、認定を受けたことを証する書類を添付して、申告していただく必要があります。

(3) その他の減額措置

◎住宅の省エネ改修に係る減額措置

一定の省エネ改修工事（平成 26 年 4 月 1 日に存する貸家以外の住宅で改修費用の自己負担額が補助金等を除き 60 万円超のもの）が行われた住宅で床面積が 120㎡までの分について、改修した翌年度分のみ、該当家屋の税額の 3 分の 1（長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2）を減額します。

◎住宅耐震改修に係る減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前に新築された住宅に、現行の耐震基準に適合されるための工事（工事費が 50 万円超のもの）を行った場合、床面積が 120㎡までの分について、改修した翌年度分のみ、一定期間、該当家屋の税額が 2 分の 1（長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2）になります。

◎住宅のバリアフリー改修に係る減額措置

一定のバリアフリー改修工事（新築した日から 10 年以上経過した貸家以外の住宅で、改修費用の自己負担額が補助金・交付金等を除き 50 万円超のもの）が行われた住宅で床面積が 100㎡までの分について、改修した翌年度分のみ、該当家屋の税額の 3 分の 1 を減額します。

※各減額措置の適用を受けるには申告が必要です。また、上記以外の要件等もありますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

4 償却資産に対する課税のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

●前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{取得価格}} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

●前年前に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率}) \dots\dots (a)$$

ただし、(a) により求めた額が、(取得価額 × 5/100) よりも小さい場合は、(取得価額 × 5/100) により求めた額を価格とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。

取得価額……………原則として国税の取扱いと同様です。

減 価 率……………原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じた旧定率法の減価率を適用します。

5 固定資産税の計算と納付

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

- (1) 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。
▽
- (2) 課税標準額 × 税率 (1.4%) = 税額となります。
▽
- (3) 税額等を記載した納税通知書を納税者あてにお送りします。

課税標準額	原則として評価によって算定された価格が課税標準額となります。 住宅用地の課税標準の特例や、土地の負担調整措置によって、価格よりも低く算定される場合もあります。
免税点	市内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれについて固定資産の課税標準額の合計額が次の金額に満たないときは、課税されません。 ※土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
税率	長野市における固定資産税の税率は 1.4% です。

納税の方法	固定資産税は納税通知書によって長野市から納税者に対して税額及び納期が通知され、納付することになります。
-------	---

都市計画税 資産税課 ☎026-224-5018

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

1 都市計画税の対象となる固定資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地（山林及び原野を除く。）及び家屋です。

2 都市計画税を納める人

- 1月1日現在における、上記1の資産の所有者です。
この場合の所有者とは、固定資産税の場合と同様です。
※固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

3 税率と税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \text{税率 (0.3\%)}$$

4 課税標準額

(1) 土地

- ①一定の条件を満たす住宅用地については、固定資産税と同様、課税標準の特例措置が設けられています。
 - 住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡までの部分（小規模住宅用地）
価格の3分の1を課税標準額とします。
 - 住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡を超える部分（一般住宅用地）
価格の3分の2を課税標準額とします。
- ②都市計画税についても、固定資産税と同様の税負担の調整措置が講じられています。

(2) 家屋

課税標準額 = 固定資産税の課税標準額

5 納税の方法

納期は固定資産税と同じです。納税通知書も固定資産税と一緒にありますので、併せて納めていただくことになります。

軽自動車税（種別割）

市民税課 ☎026-224-5017

1 軽自動車税（種別割）を納める人

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している人

※軽自動車等とは、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車です。

4月2日以降に取得された場合、その年度の軽自動車税（種別割）はかかりません。

2 軽自動車税（種別割）の税率（年税額）

●原動機付自転車

50cc以下：2,000円

50cc超 90cc以下：2,000円

90cc超 125cc以下：2,400円

ミニカー：3,700円

●小型特殊自動車

農耕作業用（トラクターなど）：2,400円

その他（フォークリフトなど）：5,900円

●軽自動車

車種		平成27年3月31日までに 最初の新規検査を 受けた車両	平成27年4月1日以降に 最初の新規検査を 受けた車両	最初の新規検査から 13年を経過した車両
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※一定の環境性能を有する軽四輪車などについては、その燃費性能に応じた軽減税率を最初の新規検査を受けた翌年度のみ適用します。

軽二輪（125cc超 250cc以下）：3,600円（ボートトレーラ等の二輪の被けん引車を含む。）

雪上車：3,600円

●二輪の小型自動車（250cc超）：6,000円

3 軽自動車税（種別割）の申告（登録・廃車等の届出）

軽自動車等を取得した時や、登録内容に変更があった場合は15日以内に、また、軽自動車等を廃車、譲渡した場合は30日以内に、車種によりそれぞれの届出先に申告書を提出してください。

廃車の届出をされない限り、軽自動車税（種別割）が課税されます。

車種	事由	届出先（申告先）	必要なもの	
原動機付自転車 （125cc以下） 小型特殊自動車	同一世帯内譲渡	市民税課・13支所	届出に来る人の本人確認書類、標識交付証明書	
	廃車	廃棄	市民税課 全支所	届出に来る人の本人確認書類 標識（ナンバープレート） 標識交付証明書（紛失等の場合は不要） 盗難被害届出証明書・解体証明書（必要に応じ）
		転出		
		盗難		
	譲り渡し			
登録	購入	市民税課 13支所	届出に来る人の本人確認書類 販売証明書、譲渡証明書、廃車申告受付書 転入で未廃車の場合は旧住所地の標識	
	譲り受け			
	標識再交付（紛失等）	市民税課・13支所	届出に来る人の本人確認書類、標識再交付料150円	
二輪（125cc超）	登録・廃車・変更	北陸信越運輸局長野運輸支局 050-5540-2042	それぞれの届出先機関に お問い合わせください	
軽自動車 （四輪・三輪）	登録・廃車・変更	軽自動車検査協会長野事務所 050-3816-1854		

注1：13支所とは篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条です。

4 軽自動車税（種別割）の減免

(1) 身体障害者等の方が所有する軽自動車等に対する減免

次の①から④の方が所有する軽自動車等で、①から④の方の障害の程度が減免規定に該当する場合、申請することにより軽自動車税（種別割）が減免されます。

※障害のある方1人につき、普通自動車も含めて1台に限ります。

- ①身体障害者（身体障害者の方が年齢18歳未満の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等も含みます。）
- ②戦傷病者
- ③知的障害者（知的障害者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車等も含みます。）
- ④精神障害者（精神障害者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車等も含みます。）

◎減免の申請

①必要書類等

- ア 軽自動車税（種別割）減免申請書
- イ 当該車両の自動車検査証
- ウ 運転者の自動車運転免許証（本人・同一生計者・身体障害者のみの世帯の場合は日常介護者）
- エ 減免を受ける方のマイナンバーカード
- オ 身体障害者手帳等
- カ 自立支援医療受給者証（精神障害者の方のみ）
- キ 日常介護者は「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者及び日常介護者の証明書」が必要です。障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室（篠ノ井支所内）・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条の各支所で発行します。

②申請窓口

市民税課及び13支所（篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条）

③申請期限

減免を受けようとする年度の軽自動車税（種別割）の納期限までに申請してください。納期限を過ぎた申請については、翌年度から減免の対象になります。

(2) 身体障害者等の方が利用するための構造を有する軽自動車等に対する減免

身体障害者等の利用のための装置がついている軽自動車又は身体障害者等本人が運転するための運転装置など特別な改造が加えられた軽自動車等について、その構造等が定められた要件に該当する場合、申請することにより軽自動車税（種別割）が減免されます。

(3) 社会福祉事業者等が所有する軽自動車等に対する減免

公益のために直接使用すると認められる軽自動車等について、使用目的等が定められた要件に該当する場合、申請することにより軽自動車税（種別割）が減免されます。

5 軽自動車税（種別割）の納付

市役所から送付される納税通知書により、5月末日までに年税額を1回で納めていただきます。

軽自動車税（種別割）は年税額を月割計算しませんので、年度の途中で廃車、譲渡などをした場合でも税金が還付されることはありません。

6 農耕作業車、小型特殊自動車の登録について

農耕作業車（トラクター・スピードスプレイヤー等）、小型特殊自動車（フォークリフト等）は、道路を走らなくてもナンバープレートを付けなければなりません。販売店や個人から購入した場合は、登録の手続きをしてください。

市たばこ税 市民税課 ☎026-224-7056

1 市たばこ税を納める人

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

消費者は、すでに税金が納付済みのたばこを購入することにより、税金を負担しています。

2 たばこ税の税率(1,000本あたり)

市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税
6,552円	1,070円	7,622円

3 市たばこ税の申告と納付

市たばこ税を納める人（製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者）が、毎月売渡分をまとめて、翌月末日までに申告納付します。

入湯税 市民税課 ☎026-224-7056

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納める人

鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客

2 入湯税が免除される人

年齢12歳未満の人、一般公衆浴場に入湯する人、長野市老人憩の家に入湯する人、1,000円以下の利用料金を支払って日帰りで入湯する人、学校教育上の見地から行われる行事に参加して入湯する人

3 入湯税の税率

宿泊客：1人1泊 150円　日帰り客：1人1日 100円

4 入湯税の申告と納入

鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客は、施設利用料金などと併せて鉱泉浴場経営者（施設経営者）に支払います。

鉱泉浴場経営者は、翌月15日までに前月分をまとめて申告納入します。

市税を納めるには

収納課 ☎026-224-5019

1 納 期

市税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

税目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										
市民税・県民税 (給与からの特別徴収)	徴収した日の翌月10日まで(給与支払者が納入)											
市民税・県民税 (年金からの特別徴収)	徴収した日の翌月10日まで(年金支払者が納入)											
法人市民税	中間(予定)申告分…事業年度開始の日から6か月を経過した日から 2か月以内 確定申告分……………事業年度終了の日から2か月以内											
市たばこ税	売り渡した日の翌月末日まで											
入湯税	徴収した日の翌月15日まで											
事業所税	法人…事業年度終了の日から2か月以内 個人…算定期間(1月から12月)の翌年の3月15日まで											

※このほか随時課税分の納期が発生することがあります。

※納期限が、土・日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その休日の翌日又は休日が連続するときは最後の休日の翌日が納期限になります。

2 納付場所

市税は、次の金融機関、郵便局又は市役所収納課、各支所で納付していただきます。

銀 行	八十二、みずほ、三井住友、北陸、長野、三菱UFJ信託 各銀行の本店・支店
金庫・組合・農協	長野信用金庫、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用組合、 長野県労働金庫の本店・支店 ながの農業協同組合・グリーン長野農業協同組合の本所・支所・支店
郵便局	全国のゆうちょ銀行、郵便局（ただし市民税・県民税（特別徴収）、法人市民税・事業所税（市で作成した納付書のみ）、市たばこ税は長野県・新潟県内のゆうちょ銀行・郵便局のみとなります。入湯税はゆうちょ銀行、郵便局では取り扱いしていません。）

※金融機関の合併等により旧名称で表示されている場合があります。

バーコードが印刷された納付書は、次のコンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリでも納付することができます。

●コンビニエンスストア（払込取扱票裏面の「収納可能コンビニ」記載例：50音順）

MMK 設置店	くらしハウス	スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン	タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア	ハマナスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ	ヤマザキスペシャル パートナーショップ	ヤマザキデイリーストア
ローソン	ローソンストア100		

●スマートフォン決済アプリ

PayPay 請求書払い	LINE Pay 請求書支払い
--------------	-----------------

※日本国外の店舗では取り扱いできません。

※スマートフォン決済アプリを利用して納付された場合、領収証書は発行されません。必要な方はコンビニエンスストア、金融機関等で納付してください。

※次のような納付書はコンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリでは取り扱いできません。

- ・金額を訂正した納付書
- ・金額が30万円を超える納付書
- ・納期限（納付期限）を過ぎた納付書
- ・傷、汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書

コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで納付できる市税は次のとおりです。

市民税・県民税
（普通徴収）

固定資産税
都市計画税

軽自動車税
（種別割）

3 □座振替のお勧め

市税の納付には便利で確実な□座振替の利用をお勧めします。指定された預貯金□座から自動的に税金が引き落とされ、納め忘れの心配がなく安心です。一度手続をされますと、翌年度以降も継続され、振替手数料は無料です。

お申し込みの手続は、預貯金□座のある金融機関等の窓口へ、□座振替依頼書に必要事項を記入し、ご提出ください。□座振替依頼書は市内の金融機関、市役所収納課、各支所の窓口にて用意してあります。

また、インターネットを利用して□座振替のお申し込みや振替□座の変更ができます。□座振替依頼書への記入や押印が不要で、金融機関等の窓口に出向いていただく必要もなくなります。

ご利用方法は、パソコン・スマートフォンを利用して、長野市ホームページのトップページにある「□座振替 Web 申込サービス」から、サービスページにアクセスし、必要事項を入力し手続を行います。このサービスは、個人名義の□座のみが利用できます。

手続に必要なもの	【□座振替依頼書による場合】 預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書
	【□座振替 Web 申込サービスによる場合】 預貯金通帳（直近の□座残高が確認できるもの）、振替□座のキャッシュカードの暗証番号、納税通知書
□座振替可能な税目	市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
取扱金融機関	【□座振替依頼書による場合】 22ページ「2 納付場所」に掲載の金融機関・商工組合中央金庫長野支店・ゆうちょ銀行・郵便局
	【□座振替 Web 申込サービスによる場合】※一部の金融機関に限られます 八十二銀行、北陸銀行、長野銀行、長野信用金庫、長野県信用組合、ゆうちょ銀行
お申し込み期限	【□座振替依頼書による場合】 振替を開始する納期月の前月20日（ゆうちょ銀行・郵便局の場合は10日）まで
	【□座振替 Web 申込サービスによる場合】 振替を開始する納期月の前月20日
振替日	市が指定する日（各納期の末日）
□座振替済の確認	振替日が過ぎましたら、預貯金通帳に記帳して確認してください

4 ペイジー(Pay-easy)での納付

ペイジー (Pay-easy) は、税金や公共料金などを ATM (現金自動預払機) やインターネットから支払うことができるサービスです。

インターネットから支払うには、各金融機関とのインターネットバンキング・モバイルバンキングの契約が必要です。

ペイジーが利用できる金融機関は次のとおりです。

○八十二銀行	○長野信用金庫	○長野県信用農業協同組合連合会	
○長野県信用組合	◎みずほ銀行	◎三井住友銀行	○北陸銀行
○長野銀行	○長野県労働金庫	○ながの農協	○グリーン長野農協
◎ゆうちょ銀行・郵便局			

※○はインターネットバンキング・モバイルバンキングから、◎はインターネットバンキング・モバイルバンキングおよびATMから支払えます。

※ペイジー (Pay-easy) を利用して納付された場合、領収証書は発行されませんので預貯金通帳を記帳して確認してください。

※金融機関の事情により、利用できる内容が変更されることがあります。

ペイジーで納付できる市税は次のとおりです。

市民税・県民税
(普通徴収)

固定資産税
都市計画税

軽自動車税
(種別割)

5 市税を誤って納付したとき、納めすぎたときは…

市税の納めすぎなどが確認できた場合は、納税義務者に通知し、納めすぎとなった金額をお返しします。なお、お返しできるまでに60日程度かかる場合がありますのでご了承ください。

6 市税の減免

生活保護を受けているとき (個人市民税・県民税、固定資産税)、災害による被害を受けたとき (個人市民税・県民税、固定資産税、事業所税)、公益のために使用するとき (固定資産税、軽自動車税 (種別割))、障害者又はその家族が障害者のために使用するとき (軽自動車税 (種別割)) などの特別な事情がある場合には、申請に基づいて税額が軽減されることがありますので、市民税課・資産税課へご相談ください。なお、減免を受けられる方は、納期限 (固定資産の公益使用の場合は1月31日) までに各担当課へ申請書を提出してください。

市民税課 ☎ 026-224-5017 資産税課 ☎ 026-224-5018

7 徴収の猶予

災害又は盗難にあったとき、本人や生計を同一にする親族が病気や負傷したときなど、特別な事情がある場合には、申請に基づいて納める時期を遅らせたり、納める税額を分割したりすることができます (1年以内の期限に限ります。) ので、収納課へご相談ください。 収納課 ☎ 026-224-7664

8 市税を滞納すると…

(1) 延滞金及び督促手数料の加算

市税を納期限までに納付されない場合には、督促状や催告書が発送されます。また、本来の税額のほかに延滞金^{*}や督促手数料（督促状が発付された場合 1 通につき 100 円）を加算して納付しなければなりません。

※延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて算出します。

納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで…年 2.4%

その後、納付の日まで……………年 8.7%（いずれも令和 4 年中の場合）

(2) 行政サービスなどの制限

市税を滞納していると市が実施する入札への参加、市営住宅の入居申込、市が交付する補助金の受給等の行政サービスなどが制限される場合があります。

(3) 滞納処分

納税のお願いをしても納めていただけない場合は、税負担の公平、公正を確保するため、やむを得ず財産などの差押を行い、その財産の公売などにより得たお金を市税に充当させていただきます。

なお高額滞納者・長期滞納者等につきましては、財産の差押・公売を専門的に行う「長野県地方税滞納整理機構」へ移管する場合があります。

市税に関する不服の申立て 各担当課へお問い合わせください

1 不服申立てについて

市税の課税・督促・差押（以下「処分」といいます。）に関して不服がある場合には、この処分の通知書等を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 固定資産の価格に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関して不服がある場合には、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨を市長が公示した日から、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して受取り後 3 か月までの間、固定資産評価審査委員会に対し、審査の申し出をすることができます。ただし、評価替えの年度以外は、原則として審査の申し出はできません。

市税に関する証明

市では、市税に関する証明書を発行（交付）しています。請求窓口は、下記の各担当課、総合窓口（市民窓口課）及び各支所の窓口です。（裏表紙の「市税に関する取り扱い窓口」を参照）

証明書を請求する際に必要なものは、本人確認書類（運転免許証等）、手数料（1通につき300円、ただし固定資産に関する証明書等については内容により金額が変わりますのでお問い合わせください。）、委任状（本人以外の方が来られる場合）などです。なお、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）については、本人確認書類、手数料、委任状は不要です。

証明等の種類	担当課	必要となる場合	証明の内容
市民税・県民税課税内容証明書 （所得等の証明書）	市民税課 224-5017	扶養の認定、公営住宅の手続、保育園の手続、授業料の減免、奨学金出願、年金の手続、資金の借入など	課税される年度の前年中（1月～12月）の所得と市民税・県民税の税額などについて
営業証明書		入札参加申請、自動車の登録など	営業を営む法人又は個人の営業所等の所在地及び名称について
固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）	資産税課 224-5018	登記の手続、資金の借入など	固定資産の内容・税額等について
固定資産課税証明書（税額の証明）			
資産証明書			
地方税法第422条の3通知書 土地・家屋名寄帳、課税台帳、土地図面の閲覧・交付			
納税証明書	収納課 224-5019	資金の借入、保証人、公営住宅の申込、入札参加申請など	個人、法人の市税の納付（入）状況等について
軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）		軽自動車の継続検査（車検）	軽自動車税（種別割）の滞納がないことについて

※市税納付後10日程度（コンビニ及びスマートフォン決済で納付された場合は2週間程度）の内に納税証明書が必要な場合は、納付が確認できる領収書等又は口座振替後に記帳した通帳を納税証明書請求時にご提示ください。
 ※スマートフォン決済により軽自動車税（種別割）を法定納期限内に納付された方については、車検用納税証明書を6月下旬に郵送します。そのため、5月末から6月中に車検用の納税証明書が必要な方は納付書でのお支払いをお勧めします。（5月末日より前の車検の方は、前年度の証明書で車検が可能です。）
 ※軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）について、4月2日以後に軽自動車を取得した場合、その年度は車検証の提示が必要となる場合があります。

●郵送等による市税に関する証明の請求方法について

請求書、切手を貼った返信用封筒、本人確認書類の写し、手数料（証明書1通につき300円分の定額小為替、ただし固定資産に関する証明書等については内容により金額が変わりますのでお問い合わせください。）を同封して各担当課へ送付していただければ、証明書を返送いたします。

請求書には、現住所、電話番号、氏名、生年月日、長野市在住当時の住所、必要な証明の種類・年度・枚数、証明書の使用目的を記入してください（軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）については、本人確認書類の写し、手数料は不要です。）。

なお、請求書は長野市のホームページからダウンロードできます。<https://www.city.nagano.nagano.jp>
 また、定額小為替は郵便局でお求めください。

●コンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちで、証明年度の1月1日から継続して長野市に住所がある人は、市民税・県民税課税内容証明書をコンビニエンスストア、長野東郵便局でも取得できます（本人の最新年度分のみ）。マイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）が必要です。手数料は当面の間1通250円です。



発行日 令和4年6月
 発行者 長野市
 〒380-8512
 長野市大字鶴賀緑町1613番地
 担当 財政部市民税課
 TEL026-224-5017



市税に関する取り扱い窓口

○印のある窓口で取り扱っています

窓口	取扱業務	市民税・県 民税課税内 容証明(所 得証明)	営業証明	固定資産 評価証明 課税証明 資産証明	地方税法 第422条 の3通知書	土地・家 屋名寄帳 土地図面 課税台帳閲覧	原動機付自転車 小型特殊自動車		軽自動車 税(種別 割)減免	臨時運 行許可 (仮ナン バー)	納税証明	市税の 納付	
							登録	廃車					
市役所	市民税課	○	○				○	○	○	○			
	資産税課			○	○	○							
	収納課										○	○	
	総合窓口	○		○	○						○		
支所	篠ノ井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	松代	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	若穂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川中島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	更北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	七二会	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	信更	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	古里	○	○	○	○	○		○			○	○	
	柳原	○	○	○	○	○		○			○	○	
	浅川	○	○	○	○	○		○			○	○	
	大豆島	○	○	○	○	○		○			○	○	
	朝陽	○	○	○	○	○		○			○	○	
	若槻	○	○	○	○	○		○			○	○	
	長沼	○	○	○	○	○		○			○	○	
	安茂里	○	○	○	○	○		○			○	○	
	小田切	○	○	○	○	○		○			○	○	
	芋井	○	○	○	○	○		○			○	○	
	豊野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸隠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鬼無里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大岡	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
芹田	○	○	○	○	○		○			○	○	○	
古牧	○	○	○	○	○		○			○	○	○	
三輪	○	○	○	○	○		○			○	○	○	
吉田	○	○	○	○	○		○			○	○	○	
信州新町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
柵(しがらみ)連絡所		○		○	○	○					○		

※信里連絡所では市税に関する取り扱いは行っていません。



税務相談 (毎月 第2・第4 木曜日)

国税・県税・市税を問わず、専門の税理士が無料で相談に応じています。
 お問い合わせ先は(長野市消費生活センター) ☎026-224-5777
 場所：もんぜんぷら座
 時間：午後1時から午後4時まで (午後3時30分受付終了)

◆市税に関するお問い合わせは 〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所

財政部 市民税課 ☎026-224-5017	財政部 資産税課 ☎026-224-5018	財政部 収納課 ☎026-224-5019
---------------------------	---------------------------	--------------------------

◆県税に関するお問い合わせ先
 長野県総合県税事務所
 〒380-0836 (代)☎026-234-9505
 長野市大字南長野南県町686-1

◆国税に関するお問い合わせ先
 長野税務署
 〒380-8612 (代)☎026-234-0111
 長野市西後町608番地の2